

甲良町議会議長 山 田 壽 一 様

甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会 委員長 藤 堂 一 彦

甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

1 調査の趣旨

平成 2 1 年 7 月 9 日執行の呉竹地域総合センター改築工事（以後「呉竹センター工事」という）甲良町地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事（以後「福祉空間工事」という）および甲良町公共施設太陽光発電施設工事（以後「太陽光発電工事」という）の入札において「官製談合疑惑」が問題になっていた。つまり、入札にかかわる行政の担当者・責任者が特定の業者に落札するよう当初から「偽計」をもって、公平な競争入札をゆがめたのではないかと疑いをもたれた、それぞれの状況について調査したものである。

なお、太陽光発電工事についても、本委員会の調査対象に当初されていたが、具体的問題点の根拠が明確でないため、調査の対象として根拠を示して審議することはできなかった。

2 調査特別委員会の設置

設置決議

平成 2 2 年 3 月議会定例会（平成 2 2 年 3 月 9 日）

地方自治法第 1 0 0 条、第 1 1 0 条および甲良町議会委員会条例第 5 条の規定により「甲良町官製談合疑惑等調査特別委員会」（以下「本委員会」という）を全員賛成（除斥者除く）で可決

委員会の定数

9 名

委員長、副委員長、委員の氏名

委 員 長・・・藤堂一彦議員

副委員長・・・山崎昭次議員

委員・・・藤堂与三郎議員・西澤伸明議員・金澤博議員・建部孝夫議員

・木村修議員・宮寄光一議員・丸山恵二議員

3 調査事件

公共工事にかかわる官製談合疑惑に関する事項

公正な入札制度導入に関する事項

4 委員会の開催状況

第1回本委員会・・・平成22年 3月 9日(火)

本委員会打ち合わせ会・・・平成22年 4月 9日(金)

第2回本委員会・・・平成22年 4月27日(火)

第3回本委員会・・・平成22年 5月 6日(木)

第4回本委員会・・・平成22年 5月14日(金)

第5回本委員会・・・平成22年 5月24日(月)

第6回本委員会・・・平成22年 5月31日(月)

第7回本委員会・・・平成22年 6月23日(水)

第8回本委員会・・・平成22年 7月 5日(月)

第9回本委員会・・・平成22年10月29日(木)

第10回本委員会・・・平成22年11月 8日(木)

第11回本委員会・・・平成22年11月24日(水)

第12回本委員会・・・平成22年12月 8日(水)

5 証人、参考人、執行機関の出頭等

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

・第3回本委員会

山口 透氏・・・談合疑惑にかかわる事実経過のすべて

野瀬喜久男氏・・・今回の疑惑にかかわる事実経過のすべて

・第4回本委員会

濱野圭市氏・・・指名前から入札に至る経過・事実のすべてについて

山崎義勝氏・・・業者指名から入札に至る経過・事実のすべてについて

山田壽一氏・・・業者指名と官製談合を仲介した疑惑について

- ・ 第 5 回本委員会
 - 宮本一起氏・・・指名業者選定に関わる経緯
 - 入札談合疑惑およびその後の経緯について知り得る事実
- ・ 第 6 回本委員会
 - 村田和久廣氏・・・本件に関わる業者選定とその後の経過
 - 入札事務に関わる問題、談合疑惑について知り得る事実
- ・ 第 8 回本委員会
 - 濱野詳子氏・・・入札指名から入札参加にかかわる経緯について知り得ること
 - 野瀬喜久男氏・・・指名基準変更に関わる経緯について
 - 「予定価格等、事前公表調書」「予定価格書」等の作成経緯について
 - 入札事務執行の公正さの確保について
- ・ 第 10 回本委員会
 - 宮寄光一氏・・・官製談合疑惑にかかわる関係人との対応・協議や経緯に関し知り得た事実について
 - 野瀬喜久男氏・・・最低制限価格の情報は 4 人しか知らないこととされる ICレコーダーに関わり体験あるいは知り得た事実について
 - その他、昨年 7 月 9 日執行の入札事務に関わる経緯およびその後の町長、議長、副議長などの対応・協議で体験あるいは知り得た事実について
 - 山田壽一氏・・・昨年 7 月 9 日執行の入札事務に関わる体験および知り得た事実。また、その後、官製談合疑惑がもたれたことに関する関係人との対応・協議や経緯について
 - 宝来正恵氏・・・官製談合疑惑がもたれたことに関する関係人との対応・協議や経緯について

参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

- ・ 第 3 回本委員会
 - 陌間 忍氏・・・提出資料の説明
 - 茶木朝雄氏・・・審査会の経過
- ・ 第 5 回本委員会
 - 大橋久和氏・・・予定価格、最低制限価格に関わり知りうる事実
- ・ 第 6 回本委員会
 - 宝来正恵氏・・・入札をめぐって知り得た経緯
- ・ 第 8 回本委員会
 - 上田真司氏・・・入札事務の経緯、および職務権限、および職員間の分担等について知り得ること

陌間 忍氏・・・入札事務の経緯、事務権限の範囲について知り得ること
執行機関として出席を求めた者、説明の概要
なし

6 記録、資料の提出

法100条1項で提出を求めた記録

- ・平成21年7月9日執行の入札に関する一切の書類および業者選定（指名基準）の経緯がわかる一切の書類
- ・甲良町地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事にかかる建設工事下請人報告書（下請け金額が確認できるもの）・・・写し
- ・呉竹地域総合センター改築工事にかかる建設工事下請人報告書（下請け金額が確認できるもの）・・・写し
- ・(株)浜野工務店の平成21年度の建設業法第16条にかかる「一般建設業」および「特定建設業」が確認できるもの・・・写し
- ・(株)伊藤組の平成21年度の建設業法第16条にかかる「一般建設業」および「特定建設業」が確認できるもの・・・写し
- ・平成17年度から平成21年度の1,000万円以上の工事を対象に設計額（税抜き）と予定価格（税抜き）の一覧表

法100条10項で提出を求めた記録

- ・なし

証人・参考人に提出を求めた資料、自主的に提出した資料

- ・野瀬喜久男氏との会話を録音したCD版および活字化した文書（トラック2）・・・
.....山口 透 氏
- ・山口透氏・野瀬主監の会話（平成21年7月15日）CDを活字化した文書（トラック1）・・・
.....委員長 藤堂一彦
- ・官製談合疑惑に関わる上申書・USBメモリー1個・・・
.....宮本一起 氏

執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料

- ・平成19年度、20年度、21年度にかかわる契約台帳の写し

7 委員派遣

- ・なし

8 調査の内容と結果

肩書は全て当時のものとする。

文中「公判」とあるのは「官製談合疑惑をネタにした恐喝未遂被告事件の公判」の意味である。本委員会では恐喝未遂事件があったか、否かを判断するものではなく、「官製談合」の疑惑をネタにしている事件の審理であるが故、「公判」で明らかになった事実関係等についても、本報告書の中に引用し、判断材料の一部とした。

「年」の記載が特にならない場合は本年（平成 22 年）を意味する。

調査事項の現状

当時の入札制度の概要

町から提出された資料「入札通知書」（抜粋）によると以下のようなものである。

- ・方 法・・・○指名競争入札。
- ・無効とする入札・・・○談合その他不正行為があったと認められる入札
○入札金額、入札者の氏名、印影が不明瞭で要領を得ない入札。
- ・その他必要事項・・・○最低制限価格未満の入札は失格とし、本件工事について再度入札に参加できない。
○予定価格を超える金額の入札は失格とする。

甲良町建設工事契約審査会

野瀬喜久男総務主監（以後「野瀬主監」という）が会長、委員は次のメンバーであった。

- ・会計管理者 橋本敏治
- ・保健福祉主監 山崎義幸
- ・建設水道主監 中山 進
- ・産業振興主監 茶木朝雄
- ・人権主監 米田義正

同審査会の主な任務は、審査会規程に基づき、町内の発注工事であれば、工事の起工伺いが発せられて後、業者の選定審査会を行う。また、毎年度の4月中に、格付け審査会を開き、指名願業者について、それぞれの業種に応じた格付け（業者のランク付け）を行う。これは入札審査会の大きな任務の一つである。（以上5月6日野瀬主監証言及び提出記録）

業者選定から入札当日直前まで

平成 21 年 5 月 1 日付けで「甲良町指名基準」が決定される。本工事の指名業者については、同年 6 月 1 6 日の協議を経て、同年 6 月 1 9 日の審査会で最終指名業者が決定され、同年 6 月 2 6 日には指名業者に「入札通知書」が送付される。（提出記録、

5月6日野瀬証言)

上記「入札通知書」が送付される同期日に「入札予定価格等公表調書」(以後「予定価格調書」という)が掲示される。

入札当日

入札執行宣言は山崎町長が直接行った。呉竹センター工事から福祉空間工事、太陽光発電工事と順に、代理人の委任状確認、各社の応札、応札漏れがないことを確認して改札作業、積算内訳書と応札額の一致の確認、落札決定と進み、手続きが完了する。

調査の結果明らかになった問題点と委員会の判断

「官製談合」の疑念を生じた原因の概略

平成21年7月8日記者クラブに、匿名の談合情報が通報され、同9日の福祉空間工事では、その談合情報通りの株式会社浜野工務店(以後「浜野工務店」という)が落札したことから、議会運営委員会(同翌日10日)および契約議決を審議する臨時議会(同7月14日)で談合疑惑として問題にされた。

その後、主に次の事実が次第に明らかになった。濱野議員が福祉空間工事で応札をしていたこと。非公開の最低制限価格と落札額が同額であったこと(呉竹センター工事では落札額の方が5千円高い)。昨年5月に建築業種に限って格付け県3号ランクの業者を町内Aランクに格上げした(前年までAランクは県1号、2号のみ)。浜野工務店が建設業法違反の下請契約限度額(4,500万円)を超えていたこと(建設業法違反で処分)。

格付け審査会の経緯

ア 昨年の格付け区分は異常な変更がされている。

茶木産業振興主監の証言(5月6日)によれば、以下のように要約できる。各業種(土木から舗装、水道、建築等)の格付審査に当たっては、通例、1業者ごとに総合点評価に基づいて審査基準に定めてランク付けを行っている。しかし、昨年度4月22日の格付審査会では、当時の審査会長の野瀬主監から、建築で新たに県3号をAランクに上げたいと、提案があり、審査委員会の中では異議なく、意見は、殆ど出なかったと記憶している。 というものである。

格上げの該当業者について、町Aランクに格上げするにもかかわらず、個別企業の資本金、工事实績はおろか、建設業者の免許証である建設業許可申請書類(許可証、変更届け)でさえも確認せず提案したことが判明した(9月10日第2回公判、11月8日野瀬主監証言)。

これは、後にも触れるように浜野工務店を落札させんがための指名選定の伏線と見られ、暗黙の了解が審査会の中に流れていたものと強く推察される。

イ 恣意的な建築区分変更

県3号ランク業者の町内Aランクへの格上区分変更が、浜野工務店を指名に加え、

落札指名させる恣意的な意図で行われた疑いが、次の証言でさらに決定的となった。

- a 宮寄証言 = 村田事務局長が前任の人権主監であった昨年3月中ごろ、濱野副議長から福祉空間工事の指名業者に加えて欲しい依頼を受けていたことを相談され宮寄証人が「それやったら議長(に)言うてやったらよろしいやんか」と答えておいたところ、4月の中ごろ、村田事務局長から「議長にもちゃんと言うておいたし、喜久ちゃん(野瀬主監)にもちゃんと言うておいたし」との事後報告を受けていた。
- b 宝来証言 = 「自分のところの工務店(浜野工務店)では、2,000万と言われたか、3,000万と言われたかはちょっと覚えていないんですけども、そのような規模のものでは今度の一億円からの工事には入れてもらえないというようなことを言われました。これは、福祉空間工事で指名業者に加えて欲しいという表現で、「これは愚痴にも聞こえましたけれども、ねだっているような感じで」指名選定を要求し「それに対して答えるというよりも、もう話ができていたような感じでした」

そして、議会事務局に来た野瀬主監は、山田議長、濱野副議長、村田事務局長と相談し、その方法として「地元業者育成」との理由づけに「国の通達に引っかけて何かならんのやろか、いっぺん調べてみるわとか、県に聞いてみるわとか」等と話、浜野工務店をAランクに格上げし、工事の指名業者を選定する口実を話し合っていた。また、審査会に間に合わすには「日が無いし、早いことせなあかん。決済は後になっても」など、話していた(以上11月24日宝来証言)

ウ 浜野工務店の建設業法違反事件

本件調査の過程で浜野工務店の建設業法違反事件が発覚し、許可権者である県からは7日間の営業停止と6ヶ月の指名停止処分、甲良町からは6ヶ月の指名停止処分を受けた。

浜野工務店の違反事実は、特定建設業の許可を受けたものでなければ、法で定める(建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額)下請契約の限度額(4,500万円)を超えてはならないとする規定を無視したものである。

野瀬主監が「行政がぬかっていた」「見過ごした」などと言い訳している(9月10日第2回公判)が、もともと、浜野工務店の受注能力や下請け発注依存が高いことなど実態を充分認識していたにもかかわらず、1億7,000万円を超す工事の指名業者を選定したこと自体が、建設業法を無視し、浜野工務店に落札させんが為の「ランクアップ」と見ることができる。

エ 「地元業者育成のため」の裏

「地元業者育成のため」は全くの口実に使われたと見ることができる。それは次の理由からである。

- a 浜野工務店をAランクに引き上げるには「地元業者育成」という理由づけに「国の通達が使える」などと議会事務局で話していた(11月8日宝来証言)

- b 野瀬主監が述べたところの「地元業者育成」をかかげているという「国の通達」を議会に提出するよう求めたが、ついに提出されず、「地元業者育成」のためであれば、建設業法の趣旨は考慮されなくてもやむを得ないと受け取れるような「国の通達」は不明である。
- c 実際にも本委員会に提出された「下請け名簿」で、町外業者に多く依存していたことが明らかになった。

最低制限価格の情報

本来、最低制限価格は、本町の入札制度の中で非公開のものと決められてる。本件では、町長の交代、野瀬主監の議会答弁等で明るみになり、本委員会への記録提出で判明したもの

ア 予定価格調書の書き換え

予定価格調書は指名業者に通知される日に役場東側入り口の入札関係掲示板に掲示される。入札担当者が掲示しようと、すでに記入済みの用紙を準備していたにもかかわらず、野瀬主監の指示（7月5日陌間・上田証言）で、呉竹センター工事では30万円を、福祉空間工事では40万円をカットして書きかえ、張り出した。このような端数切りは異例のことであり、内規にも反することである（7月5日陌間・上田証言）。

野瀬主監は、端数切りはよくあることであり、設計額と予定価格は異なることが多いのように言い訳し（5月6日、7月5日証言）内規無視を当然かのように主張した。野瀬主監の証言は設計価格と予定価格調書の端数が一般的に異なることをもって、本件調査の2件の工事にかかわる30万円・40万円のカットが通例だと強調したと見られる。

しかし、事実は全く逆である。

実際は予定額(税抜き)1,000万円を超える工事入札は、平成19年度、20年度、21年度で41件あり、内規に反した端数切りを行ったと見られるものは、21年度の福祉空間工事と呉竹センター工事の2件のみである（9月30日及び11月19日提出記録）。

野瀬主監は15年以上審査会の会長という要職にあり、ルールを守るべき責務が一番強い役職を務めているにもかかわらず自覚に欠けると言わねばならない。

- 以下の 、 、 で述べる事実と合わせて見るならば、予定価格調書を掲示する段階で、野瀬主監が「端数をカットして書きかえるよう指示」した意図が、福祉空間工事では浜野工務店に、呉竹センター工事では伊藤組に「最低制限価格の情報」が確実に伝わり、他の業者が落札することができない秘密の操作であると言わざるを得ない。
- イ 落札額と最低制限価格が全く同額であること（呉竹センター工事では最低制限価格より5000円多い）について

まず、改札結果表を基に、福祉空間工事の各社の入札額の予定価格に対する比率を計算すれば一目瞭然となる。

次の表は提出記録から作成したものである。

入札結果表（入札額の高額順に並び替え）
（地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事）

	指名業者	入札額	比率 %	1億7840万に対する比率
6	(株)辻正	1億7780万	99.887	99.66
5	(株)土屋組滋賀彦根支店	1億7530万	98.483	98.26
4	(株)長組	1億6500万	92.696	92.48
3	丸平建設(株)滋賀支店	1億5700万	88.202	88.00
2	淀建設工業(株)滋賀支店	1億5219万	85.500	85.30
落札	(株)浜野工務店	1億5164万	85.191	85.00
失格	(株)マルヤマ甲良営業所	1億5150万	85.112	84.92
失格	辻寅建設(株)彦根支店	1億5131万	85.005	84.81
失格	岐建(株)滋賀支店	1億4780万	83.033	82.84
辞退	(株)秋村組彦根支店			
取抜き	(株)伊藤組			

公表予定価格は1億7,800万円（公表予定価格+40万円=1億7,840万円）

失格=最低制限価格を下まわって入札した社

比率=予定価格に対する比率

最低制限価格は1億5,164万円

上記の表で見たように、福祉空間工事では、公表された予定価格に40万円を加算した額（非公開の設計額）に85%をかけた額が浜野工務店の応札額となっている。これは、「他の業者には絶対わからへん」と野瀬氏らが会話している（11月8日宝来証言）とも一致すると断定できる。

ウ 本命業者にだけ伝える細工

- a 浜野工務店の落札額と最低制限価格が同額の数字であった問題で、野瀬主監が企業努力で積算すればいいと繰り返し言っていることを批判して、「内規にまで反してカットした40万円を想定するということは、普通の業者にできるのか」との問いに野瀬主監は「できません」と答えている。続いて、浜野工務店がどうしてドンピシャの金額で落札できたか、との問いに、野瀬主監は答えられず、40万円をカットする前の金額に85%を掛けた金額で落札するには、浜野工務店に誰かが教えな

- ければできないと指摘され、野瀬主監が教えたのか、との問いに「教えていません」と答えている。続いて、誰が教えたのか、との問いに「分かりません」と答えている。(以上9月10日第2回公判)
- b 「入札最低制限価格を1億7,840万で書類を作り上げて、同日に封をしている。この事は誰も知らない。業者も知る由がない。公表は1億7,800万で入札通知が出されている。その日に、最低制限価格は、1億7,840万の40万うわづみされた金額の85%でその時既に封がされている。その内容を知っているものが、もらさなかったら誰も知る由がないんです。そうと違えますか野瀬主監。」との質問(5月6日)に、野瀬主監は「答えようがありません。」と回答。「40万のカット」のからくりを追及され、「そのようなことはありません」と否定できなかった事実真相が隠されていると考えられる。
- c 町長が「最低制限価格をはかり知ることは可能」であり「建築業種には最低制限価格がかなり高く、85(%)を超えるのは常のことでしたので、常識的にわかる」(5月6日野瀬主監証言)と、予定価格の85%が狙い目だったことを明らかにしている。
- d 内規に反したにもかかわらず、40万円をカットしたことについて「ズバリの最低制限価格が少しでも出ない工夫を従前から端数処理をやってきたので」と、40万円をカットした特別の意図がない理由として述べている(5月6日野瀬主監証言)。しかし、これは全く逆で、浜野工務店は最低制限価格ズバリの額で落札したことは歴然とした事実である。これは、「40万円」の端数処理であることを浜野工務店にだけ伝えられた可能性が大と言わねばならない。
- e 11月8日の第10回の本委員会では重要な証言が得られた。即ち、浜野工務店が最低制限価格ピッタリの金額で落札した謎(なぞ)を解く上でカギとなる宝来議会事務局書記(現局長補佐)の次の証言である。

平成21年6月下旬から7月上旬の間、「(予定価格)その額の85%を狙ってきよるで、その隙間をいかなあかんのや」「隙間をあけるとそこに入ってきてよるで、その額でいかなあかんのや。」「(公表した予定価格にプラスされた)40万円というのは他(の業者)にわからんのか、絶対に」「一瞬だけじゃないので、長きにわたっての、一度40万を聞いたわけじゃなく、話のなかで、こういう数字が出てきた」と証言。

また、その状況についても、「野瀬主監と村田局長のキャチボール的な話で聞こえてきました。」「(議長もその話に加わって)4人の場です」「ひそひそ話じゃないので聞こえてました」と述べ、入札前に濱野副議長、山田議長、野瀬主監、村田議会事務局長が集まってしていた。電卓をたたきながら相談していたことも証言した。場所の位置についても、濱野副議長、山田議長、野瀬主監の3人が議会事務局のソ

ファーにかけ、村田事務局長は自席でソファー側を向いており「その時に一番リアルな話だったので、・・・村田局長に私はそう言う話をしてはいかんということを行いました」とも証言した。

議会事務局書記の位置からは、小さな会話も聞こえ、動作も良く見えると判断できる。

宝来証言で「当時は『ランク』とか『40万円』とか『最低額』や『予定価格』などの言葉の意味がわからなかったが、百条委員会ができてから徐々に分かってきた」(11月8日)、「(村田局長に)あんまりこういう(入札の)話は事務局ではしないで欲しいということは言った。」「過去3人の議長の時にはそういう(入札の)話は事務局では一切なかった」のに「局長にこういう(入札の)話はチョッと控えて欲しいということでしたので」(5月31日)と述べているように、彼らは自分たちが不正行為の認識が薄かったとも受け取れる。さらに、野瀬主監は審査会の会長で行政の入札事務の責任者でありながら、一方、山田議長、濱野副議長は住民の代表で、行政を監視する立場であるにもかかわらず、本来、非公開で入札の公正さを保つ上での絶対的な情報を共有し、相談していたことが読み取れる。

エ 呉竹センター工事でも同じような細工

呉竹センター工事の入札でも同じような細工がされたと十分に推認される。

次の表は提出記録から作成したものである。

入札結果表 (入札額高い順に並び替え)
(呉竹地域総合センター改築工事)

	指名業者	入札額	比率(%)	3億8,530万に対する比率
4	(株)材光工務店	3億4,650万	90.000	98.924
3	丸平建設(株)滋賀支店	3億2,771万	85.119	85.035
2	(株)辻正	3億2,759万	85.088	85.022
落札	(株)伊藤組	3億2,751万	85.067	85.001
失格	淀建設(株)滋賀本店	3億2,730万	85.012	84.946
失格	辻寅建設(株)彦根支店	3億2,726万	85.002	94.946
失格	岐建(株)滋賀支店	3億1,960万	83.012	82.948
辞退	(株)秋村組彦根支店			
辞退	(株)長組			
辞退	(株)土屋組滋賀支店			

公表予定価格は3億8,500万円 (公表予定価格+30万円=3億8,530万円)

失格=最低制限価格を下回って入札した社

比率=予定価格に対する比率

最低制限価格は3億2,750万5千円

- a 伊藤組の落札額は、最低制限価格（本来は非公開）より5千円多い額となっており、本来の予定価格のほぼ85%である（上記表参照）。

これを算式で表わすと次のようになる。

$$(3億8,500万 + \underline{30万}) \times 0.85 + \underline{5,000} = 3億2,751万$$

- b 宮本一起証人が提出した上申書添付の資料中「+30万勝 40万?負」のメモ（資料ナンバー7）について、このメモの意味を問われて、宮本一起氏は「呉竹センターの方で」「30万は勝ですわな」「それはなぜかと言うたら、福祉空間センターも同じやからね」と言い「私入手した、それは入札前後ですけど」と言い「調査分析して+30万・40万のトリック、同じです」と証言している。さらに、これは誰からの情報か、との問いに「鋭い質問ですけど（中略）法的な拘束力のある委員会やから、あえてすべった事を言いませんので、これは色んなもとで業者、設計屋、ある第三者、色んな方が含まれているので、（中略）あとは司法の方で、おいおい時期が来たら話す機会があるでしょう」（以上5月24日宮本一起証言）としている。

実際上記表のように、公表された予定価格に「40万」をプラスした額に85%をかけた額が、辻正工務店の応札額と一致している。誤った情報を得た辻正工務店は落札できなかった。一方、「30万」の情報を得た伊藤組は落札でき「勝」となった。

これは最低制限価格の算出方法について、公表された予定価格に「30万円」あるいは「40万円」という公表される際にカットされた金額が、あるルートを通じて漏れていたことを示している。

- c 「+30万勝 40万?負」との宮本上申書がズバリ「官製談合」をしめしている。野瀬主監が内規に反してまでも端数をカットし、予定価格を公表する間に、書き換えさせた。また、最低制限価格を知っているのは山崎町長と野瀬主監らである。これらの事態は、山崎町長と野瀬主監が一体となり、伊藤組に「カットした額は30万円」であるとの情報を伝え、確実に「勝」となるよう仕組んだ可能性が極めて高い。

ICレコーダーの存在とその評価

ア 録音に重大な真相が

本委員会に提出されるまでの経過については本委員会が判定を下すものではないと考える。しかし、少なくとも、本件調査対象の契約議決（平成21年7月14日）直後録音されたものであることが山田議長、濱野副議長らは知っていながら、議会に報告しなかったことは重大な事実である。同時に、この録音に重大な真相が潜んでいることを示している。

イ 脅迫されている内容が

本委員会に提出されたものは、当初のICレコーダーからコピーされたCDである。収録された会話は昨年7月15日、午前と午後に分け（トラック1、トラック2）野瀬総務主監と山口透氏との面談のもので、収録された事実については争いがなく、強制され、脅迫してしゃべらせた状態での収録ではない。むしろ穏やかな談話だった。（5月6日山口証言・野瀬証言）。さらに本委員会で聴取した面談の状況も両氏の証言と一致する判断である。

ウ 中心的話題は最低制限価格

この録音の中で一番肝心な部分は「町長と私（野瀬主監）と議長と副議長でしか知らんことでした」という会話であり、最低制限価格をその4人が知っていたということの意味している（5月6日山口証言）。ところが、野瀬主監は、全く事実でないことを言ってしまった、つまり虚偽（きょぎ）の発言をしてしまったと一時証言（5月6日）しているが、「つい、ほんまのことを言ってしまった」ことを認める証言（11月8日）をしている。

これは、以下の理由で、官製談合の重要な内容を「つい、ほんまのことをいってしまった」と判断せざるを得ない。

- a それは本件調査結果の内容とも附合するからである。
- b この録音で山口透氏に対し、「山口さんは町長、議長、副議長と（が関与してると）言うてやるんやけど、私は関与してへんのでわからへん」と一度だけ関与を否定している発言がある。しかし、これは「私は関与してへん」との理由でだけで、「わからへん」と言っているだけに過ぎず、官製談合そのものまで否定した発言とは受け取れない。
- c 野瀬主監が、問題となっている発言＝「・・・知らんことでした」の発言は「虚偽の発言」であると初めて表明したのは5月6日のことである。しかし、対談相手であり、CDの持ち主である山口透氏に対し「虚偽を言ってしまった」など、収録された昨年7月15日から5月6日（本委員会における野瀬証言）まで、10カ月の間、一切訂正した事実はない。
- d 野瀬主監は11月8日の証言で、昨年7月16日夕刻、宮寄議員と建設課横の部屋で話した時、「私から『つい、ほんまのことを言ってしまった』と言ったのではなく、宮寄議員がその問いを投げかけて、私は『はい』と返事をしただけです」と消極的ながら、「つい、ほんまのことを言ってしまった」発言を認めたことは重大である。

山口氏が携帯の電源を切り、ICレコーダーの電池を抜いたものを見せ、「丸腰」で安心したため「つい、ほんまのこと言ってしまった」と野瀬主監が言った（11月8日宮寄証言）。

さらには、これからどうするつもりや、という宮寄議員の問いに、野瀬主監が「こ

れは（録音は）ウソを取られたと、それをつらぬき通すしかないですね」とも言ったという証言（11月8日宮寄）も重要である。

これらの証言は、野瀬主監、山崎町長らのその後の対応とも一致しており信用に値する。

エ まとめ

収録内容には「最低価格ということは、・・・追及されるやろ」「秘密は秘密やし、言うたらあかんことやで」など最低制限価格の情報を聞き出そうとした山口透氏との面談で野瀬主監自身の会話が入っており（山口透証人提出CDのトラック1）下之郷との言葉も収録されており、山崎町長、入札事務の責任者である野瀬主監以外の山田議長、濱野副議長が福祉空間工事に関する最低制限価格の情報を知っていたことを示している。これは、他の資料、他の証言等と合わせ検討すれば、本件疑惑の構図・中心点を語る有力な状況証拠の一つと判断できる。

山崎町長の関与の疑いについて

行政決済の最高責任者であることに加え、以下の事実が確認できた。

呉竹センター工事と福祉空間工事にかかわる建設工事契約審査会が2回（昨年6月16日、同19日）開かれている。通常この会合に出席しない山崎町長が19日の会合に出席している。7月9日の入札当日には入札執行宣言を行い、濱野副議長が入札に参加していることを「現職議員が入札に参加したことは、あまり好ましくないことだと思っている」（5月14日証言）としながら、そのまま容認している。予定価格書と最低制限価格積算書は、町長の決裁を受けており、山崎町長は最低制限価格を知る立場にいた（7月5日野瀬証言）。2つの工事は「甲良町ふるさと交流村」計画と合わせ、山崎町長きもいりで計画されたものである。「今まで（入札に関する最低制限価格の）情報のヒントを与えてきた」（9月10日第2回公判）にもかかわらず福祉空間工事だけは「町長に伺いを立てんと（情報は言えない）」（山口透証人提出CDのトラック1）との発言がある。

さらに、

ア 山田議長を通して「浜野工務店の入札指名業者に加えてほしい」との希望は町長に通じている可能性は高い。

イ 山口透氏の録音を知ったあと、もみ消す側で一貫して動いている。（10月21日公判）

ウ 山口透氏の録音内容を否定したことがない（10月21日公判・11月8日宮寄証言）

エ 平成21年7月15日夕刻、宮寄議員が同席した場所で山口透氏のICレコーダーの録音内容に関し、山崎町長の側から、録音内容は福祉空間工事に関するものであるにもかかわらず、山崎町長の側から「山口は下之郷のことを言うてるんやろか、呉竹

のことを言うてるんやろか」と、山崎町長は呉竹センターの工事も官製談合を（追及されているかと）心配している様子だった（11月8日宮寄証言）。

これらのことからすれば、町長の権限行使を考えると、官製談合の可能性は大である。

野瀬喜久男元総務主監の関与と責任について

野瀬主監は官製談合への関与を否定した（5月6日、7月5日、11月8日）。しかし、次の事実や証言は官製談合への関与を充分疑いに足りるものである。

ア 20年来山口透氏との付き合いがあり、入札に関する非公開情報を教えてきた（山口・野瀬証言）。しかも、その教えることは「秘密は秘密やけど、ほんまは、あかん」（山口透氏提出のCDのトラック1の会話）と不正であることを認識しながら教えていたことは“確信犯”とも言える。

イ 山口透氏との面談で「町長と私（野瀬主監）と議長と副議長でしか知らんことでした」と話し（山口透氏提出のCDのトラック2の会話）昨年7月16日宮寄議員との面談で「つい、ほんまのこと言ってしまった」ことを認めた（11月8日野瀬証言）。

ウ 入札通知を発送した際、予定価格調書に記入してある呉竹センター工事では30万円を、福祉空間工事では40万円をカットして書きかえるよう指示したこと。この書き換えは内規に反し、異例のことである（7月5日上田・陌間証言）。

エ 浜野工務店が福祉空間工事を落札することになれば、建設業法の規定に違反することを予測できたにもかかわらず、浜野工務店の業態（下請け業者への依存が大きいこと）や資本金基準を全く無視して町内Aランクに格上げした。これは、浜野工務店に落札させんがために建設業法違反を覚悟で、指名業者に加え、落札させた疑いが強い。

山田議長の関与の疑いについて

山田議長は官製談合への関与を否定した（5月14日、11月8日）。しかし、次の事実や証言は官製談合への関与を充分疑いに足りるものである。

ア 21年2月山田議長が就任する前後から、大橋議会事務局長を異動させる動きを見せ、「専門性の必要な事務局長を2年で異動させることは好ましくない」との提起（6月全員協議会・当時北川議員）にもかかわらず、その4月には村田和久廣氏が議会事務局長に就任した。

「恣意的な建築区分変更」の項でも明らかにしたが、その異動以前の3月中ごろには、当時人権主監の村田事務局長が「浜野工務店を福祉空間工事の指名業者に入れてもらえないか濱野副議長から依頼されている」と宮寄議員に相談していたことが明らかになっており、4月中頃、村田事務局長から「議長にも、そして喜久ちゃん（野瀬主監）にも通しといたでな」との事後報告を受けていた（11月8日宮寄証言）。村田事務局長は、議会事務局に配属される以前は建設工事契約審査会の一員であったことも重要な要素である。これは、建設業法の規定（特定許可がなければ下請け限度額

4,500万円を超えてはならない)を無視して浜野工務店を指名業者に加えるうえで山田議長が関与した疑いの可能性が極めて高い

イ 山田議長、濱野副議長、村田事務局長は同級生同士で、公私とも交友が深い関係にある。

ウ 昨年7月17日午前中には町長室での話し合いの際、「浜野を入れなんだからよかった」と嘆(なげ)き、町長に向かって「今から解約できんのか」と発言している(5月6日山口証言、11月8日野瀬証言・宮寄証言)。その上、山田議長本人からも「言ったとしたら」と条件を付けながらも「行政に対してクレームをつけて」と言ったつもりだった旨(むね)証言した(11月8日)。もはや、「言っていない」と否定することができなくなり、半ば、「浜野を・・・」発言を認めたものとして重要である。山田議長の言い分であったとしても、浜野工務店を指名業者に加えた一員で口利きを行って発覚したことへの後悔の気持を示したものと解することができる。

エ 臨時議会で契約議決終了後、山崎町長、山田議長、濱野副議長、宮寄議員が議長室に集まった席で、濱野副議長が業者間談合はあり得ない弁明を繰り返す中、宮寄議員が「建部議員、西澤議員らが問題にしているのは官製談合やで」と発言すると反論もなくかたまってしまった(11月8日宮寄証言)。これは、あまりにも的を得た指摘であったため、官製談合への関与を否定できなかったものである。

オ 山田議長は、指名業者が10社程度であったことは、入札前には知らなかった旨の証言を行った(11月8日)。しかし、昨年7月14日の臨時議会後、山崎町長、山田議長、濱野副議長、宮寄議員が議長室で集まった席で濱野副議長が談合などしていない弁明をしている中で「業者間談合は、宮寄さん、できませんよね。メンバーも分からないんですから。前日か、2日前にしかメンバーがわからなかったんだから談合なんか、私、できるわけありませんやん」と話している(11月8日宮寄証言)。この濱野副議長の発言は、「業者間談合はしていない」という弁明をしたつもりでの発言が、本来、指名業者は入札当日にしか分からないはずの情報が、入札当日以前に濱野副議長が知っていたことを示すものである。山田議長も浜野工務店が福祉空間工事で指名されたことを事前に濱野副議長から知らされており(9月21日第3回公判)指名業者を事前に知っていた可能性は大きい。

カ 入札前、議会事務局で入札のことや設計金額のことについて野瀬主監、村田事務局長、濱野副議長らと会話していたことも大筋で認めている(11月8日証言)。これは、本来、山田議長、濱野副議長が知ってはならないことであるにもかかわらず、野瀬主監を通じて設計金額など、入札に関し相談・会話していた事実を示すものである。

キ 上記で述べてきたICレコーダーの録音内容も上記事実と符合し、山田議長が仲介の役割を果たし、浜野工務店の指名選定を働きかけ、浜野工務店が落札できるよう役割を果たしたことが強く思料される。

濱野副議長の関与について

濱野副議長は、議員の兼業禁止の規定に抵触しないよう町議会議員に立候補する約1ヶ月前に浜野工務店の代表を配偶者の詳子氏に譲り、退任している。しかし、実質の経営者と自認し(9月21日第3回公判)福祉空間工事の入札では応札に参加している。そして、昨年7月8日の「談合情報」通り、落札している。これらの事実は大変重要である。

さらに、濱野副議長の関与の疑いについては、議会事務局で最低制限価格の情報を得ている上、各項目で述べてきたように、最低制限価格と浜野工務店の落札額が完全に一致していたことをはじめ、入札指名選定をめぐる経緯、建設業法違反の背景など、客観的な事実および関与の疑いを指摘した証言と、ことごとく符合する。よって、山崎町長、野瀬主監、山田議長と一体となり、官製談合に「工事受注側」として関与した疑いが強い。

結論

ア もともと本件調査の目的は、関係者の刑事責任を問う審理ではなく、疑惑をもたれた行政事務が妥当で適法的に執行されていたものか、あるいは瑕疵(かし)や不正がなかったかという事実調査を行い、行政当局、関係機関に改善意見を提出する任務を持つものである。

その趣旨に照らせば、本件調査対象の入札事務に「不正はなかった」という結論や関係者は「白」であったとの結論をつけることはおよそ不可能であると言わざるをえない。官製談合への関与を疑われている4人の証言は、それぞれの関与を疑う証言に対し、関与を否定する説明に合理性と具体性がなく、「1『官製談合』の疑念を生じた原因の概略」で述べた4項目の事実関係すら、現在に至るも否定できていないものであると判断できる。

そして、疑惑をもたれた山崎町長、野瀬主監、山田議長、濱野副議長はいずれも関与を否定しているものの、調査結果の全過程、および証人・参考人の証言は官製談合を疑うに足りる合理的で十分な事実を突き付けていると判断できる。

イ 本委員会の審議を通じて、議員・議長・副議長のあり方も問われている。住民を代表する機関の長である議長・副議長が官製談合関与の疑惑をかけられる側にあること自体あるまじき失態である。

ウ 本委員会が設置されたことによって、官製談合疑惑の解明がおおいに進んだことはもちろん、談合疑惑を生みだした入札事務の弱点や改善すべき内容等も明らかにされた。何よりも、公開の本委員会で町民の付託に応え、不正をただ論議が交わされたことで、議会と住民、行政がそれぞれの立場から地方自治と住民自治を発展させ「住みやすい甲良町」をつくりだす重要な実践を今後活かすことが求められているといえよう。

調査事項に対する改善意見

公正で透明な入札制度を導入すべきである。

本委員会の審議を通して、町長に以下の内容を盛り込んだ入札制度の改革に早急に取り組むことを強く求めるものである。

一般競争入札を基本にすること。

「議員の兼業禁止」の趣旨に照らし、議員本人はもちろんのこと、議員がその企業の実質的経営者である場合、入札に参加できない制度を検討すること。

一方、議会は、議員が直接関連する企業が入札に参加することを自粛する処置を講じること。

「審査会」会長はじめ入札事務担当者を3～4年で交代し、同一人物が長期間その職務を担当しないことも重要である。

入札事務に関し、公正で実効性のある規則を定め（成文化し）、その規則を徹底して守ること。

これらを総合的・統一的に運用するために、今、検討や導入が一部で始まっている「公契約条例」（地元経済振興、下請け・労働者保護等）制定も視野に入れた検討を開始すること。

9 証言拒否等および告発

本調査において、関係人の虚偽の陳述（証言）および記録の提出拒否が認められることから、地方自治法100条第9項の規定に基づき告発しなければならない。

10 その他

町は本調査結果を受けて、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係人の「競売入札妨害罪」および「官製談合防止法違反」に対する刑事告発を行うことを強く求める。

本調査結果報告書を町民に広く知らせるため、議会広報ならびにチラシを発行する。